



平成22年11月3日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 青木毅
(コード番号:3390)
問合せ先 取締役管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-6690-9825

金融庁による課徴金納付命令の決定に関してのお知らせ

当社、平成22年10月8日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて既に開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成22年11月2日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額2,415万円及び、納付期限を平成23年1月4日とする決定を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

当社においては、すでに新経営体制の下で、企業風土の改善、コーポレート・ガバナンスの改善、コンプライアンス意識の改善など統制環境の不備に対する改善、社内稟議システムや組織体制に関する改善、内部監査室の人員増員等監視活動の改善に取り組んでおりますが、今後とも、改善策を確実にかつ継続して実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

ご参考

金融庁ホームページ掲載事項 <http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101102-1.html>

以 上